

論文

オーウエン・ラブリョイの職業教育論

—雇用対策と民主主義

大泉 惟

キーワード

児童労働 雇用問題 職業教育 アメリカ型民主主義

オーウエン・ラブリョイ

序章 本稿の趣旨、先行研究の整理および論文構成

本稿は、職業教育をキーワードに、アメリカにおける児童労働の改革を考察したものである。一般的に世界史における各国の児童労働改善運動は、職場からの児童の排斥運動であったと解釈されている¹⁾。例えばヴィヴィアナ・ゼリザーは、二〇世紀初頭において子どもは「経済的に役に立つもの」(the economically useful child)から「経済的には無能だが、感情的には大変価値のあるもの」(the economically useless, but emotionally priceless child)へと神聖化されたこと²⁾で、賃金労働から解放され、家庭や

学校という保護的な世界へと所属することになったと指摘している³⁾。同じく、ウィリアム・ホワイテイカーも、一九世紀末から一九四一年までを一つの時期として区分し、同期間内では改革者は職場から子どもを排除し、就学率を増加させることを目的としたとみなしている³⁾。

確かに改革の中で最も重要視されたのは児童労働法と義務教育法の制定だった。児童を職場から学校へと強制移住させようとする考えは当時の改革者の意見のなかにも頻繁にみられたものである。一九〇四年に設立された全国規模の改革組織、全国児童労働委員会 (National Child Labor Committee, N.C.L.C.) の会員だった社会学者のエドワー

表1 N.C.L.Cの活動目的⁽⁶⁾

目的1	社会福祉の促進
目的2	児童労働の実態調査およびその報告
目的3	児童の雇用に対する世論の喚起と両親の責任向上
目的4	不熟練労働、危険職の雇用の法規制
目的5	労働に役立つ市民の需要に応える初等教育 十分な身体の発達を遂げるための機会の供給
目的6	児童労働に関わる法律の実施にむけての協力
目的7	各地方の児童労働委員会の拡大、統合、協力
目的8	児童労働委員会が不在の地域での同委員会の設立

ド・クロッパは自身の論文で、州の義務は工場および他の職場での児童の早期就労を防ぎ、少なくとも一四歳までは就学させるよう、保護法を制定する義務があると強調した³⁴。同じくN.C.L.Cの会員であったジェームズ・カークランドも、年齢制限を一六歳未満とした上で、単に工場や炭鉱から追い出すだけでなく、学校で教育を受けさせることが問題なのだ³⁵と主張している。

だが、改革者は単に子どもを学校へと送り出すだけで満足したわけではなく、「そこで何を学ばせるか」という点に対しても関心を注いでいた。すなわち、就職や労働に役立つ知識の伝授、いわゆる職業教育の実践・改良もまた大きな課題として捉えていたのである。表一はN.C.L.Cの活動目的を箇条書きにしたものだが、目的四と目的五に注目すると、前者は不熟練労働から児童を解放すること、後者は職業教育を実践することで社会に必要な人材を育成することをそれぞれ掲げている。両者は別々の問題ではなく、密接につながったものであり、委員会においては児童を不熟練労働者から熟練労働者へと転化することが目標とされたのである。

一連の改革には雇用対策という面もあり、教育機関において優秀な労働者の養成が求められた。雇用問題と児童労働問題とを同一視するという考えは、民間団体だけでなく、

州の教育省を中心とする公共機関においても共有されていた。そこでは、労働に役立つ技能をいかに効率よく習得させるかといったことが関心に上っていた。児童労働の改革は、仕事場から学校への強制移住そのものに目的があったというよりはむしろ、移住後の教育、すなわち国家や労働社会にとって有益な人間に仕立て上げることにあつたとも言える。職業教育は児童労働の改革において、労働規制や義務教育の達成と同等、場合によってはそれ以上の意味をもっていた。

従来の研究において最も欠けているのが、この改革者の職業教育に対する姿勢をどう捉えるかといった問題である。児童労働の改善と職業教育が密接に結びついていたという指摘は、ごく一部の研究者によってされてはいるものの、それは若干の言及にとどまっており、本格的な考察にまで到達していない。また、職業教育の普及とは、「機会均等」というアメリカ伝統の民主主義思想に基づいた行為でもあり、単なる雇用対策を越えた意義を持つものでもあった。当時の人間が子どもの道徳に悪影響を及ぼすという理由で路上労働の禁止を主張していたという点は過去の研究においても指摘されていることであるが、この改革は、より本質的には「民主主義」というアメリカの国家イデオロギーと深く結びついた運動であつた。よって、職業教育

の評価を抜きにして改革の総合的評価を行うことは難しい。

以上の点から、本稿ではアメリカにおける改革が最も活発化した時期の一つである一九一〇年代前半を対象として、児童労働改革において唱えられた職業教育論について考察する。そのさいに、史料として最も有効に活用できそうなものは、オーウェン・ラブジョイの諸発言の記録である。彼はN.C.I.C.の総書記を務めた人物で、職業指導協会の会合にも頻繁に出席し、職業教育がいかにあるべきかを熱弁しており、その発言内容から当時の改革者の姿勢を類推することが可能だと思われる。

以降の論文の構成だが、まず第二章において、ラブジョイの児童観に言及した上で、当時の労働環境や雇用情勢をふまえながら、彼の職業教育論について検討する。次に第三章で、アメリカ型民主主義と職業教育論との関係について考察を行う。同章では、職業教育論を通して、アメリカという国家が擁するデモクラシーの危険性についても言及したいと思う。

第二章 オーウェン・ラブジョイの職業教育論

一節 オーウェン・ラブジョイの児童観

はじめに、ラブジョイは「児童」が働くことそのものを否定したわけではないことを確認しておきたい。彼は、一九一一年三月にバーミンガムで開かれたN.C.I.Cの第七回年次大会において次の発言をしている。

児童 (Child) という言葉は人生において大変広い期間を含むので、全くもって雇用されるべきでない児童もいれば、自身の生活維持や社会への福祉のために貢献してもよいものもいると我々は認識している。

全面的な禁止よりもむしろ規制のほうが好ましい児童は一四歳から二一歳までだ。州は国民の守護者であり、児童の保護者であり、これは私たちの主張であるけれども、全ての未成年者は産業や社会の利益の保護と一致するような法律で規制すべきである。それゆえに、私たちは製造業や商業における児童の一日当たりの労働時間を最大八時間までにするような規制を出来るだけ迅速に行うことを欲している。

すなわち、ラブジョイにとつての「児童」は「未成年者」あるいは「若者」と同義であり、彼が言う児童労働とは、二一歳から下の未成年者全ての労働を意味するものだった。次の表を参照してもらいたい。

表 2 労働従事者の割合（1910年）⁽⁹⁾

年齢	男子	女子
10 - 13	16.6	8.0
14 - 15	41.4	19.8
16 - 21	79.2	39.9

表 3 高等学校の在籍者数と在籍率⁽¹⁰⁾

年度	在籍者数	在籍率
1890	357,813	7
1900	695,903	11
1910	1,111,393	15
1920	2,495,676	32
1930	4,7999,867	51

表二から明らかなように、二〇世紀初頭においては、一四歳から一六歳の間に初等学校を卒業、あるいは高等学校を退学して職に就く人間が圧倒的に多かったのであ

る。一〇—一三歳の男子で労働に従事する者が同年齢において一六・六パーセントであるのに対して、一四—一五歳では男子の約四割にまで達する。スーザン・グスタフとチャールズ・ナンは、国勢調査の評価報告をもとに成人男女が取得した最終学歴の統計をまとめたが、それによれば、一九一〇年から一九一九年にかけて大抵の人間が第八学年から第九学年のうちに初等学校を卒業していたことが判明している。

また、全国の高等学校の在籍者数が激増したにも関わらず、在籍率は一九一〇年の時点で一五・パーセント、一九二〇年の時点においてすら、三二・パーセントにしか達していなかった。ニューヨーク市では、一九〇九—一九一〇年で高等学校入学者が一万九六二二人であるのに対して、退学者が一年次で六八二九人（入学者の三四・パーセント）、全学年では一万二八一人（入学者比五七・五・パーセント）だった。一九一四—一九一五年でも入学者が三万二〇二六人、退学者が一年次で一万二四九四人（入学者の四〇・パーセント）、全学年で二万二〇九人（入学者比六八・パーセント）となっており、一年以内に退学する人間はむしろ増えている。退学者数はその年度の入学者数の五割を超えており、少ない数字だとは言えない。ニューヨーク市に限定した数値ではあるが、全国の高等学校の在籍

率の少なさから考えて、恐らく全体においても退学者が相当数いたものと思われる。

ラブジョイは、このような人間、すなわち学校を中途退学あるいは卒業をして労働に従事していた若い社会人も含めて Child と表現し、その労働に言及していた。よって、彼の講演録あるいは論文を読む際には、どの年齢層に言及しているのかを念頭におきながら、Child を文脈に応じて、「未成年」、「子ども」、「若者」と読みかえなくてはならない。これは、Child Labor をどのように定義するかといった問題にも関わってくる。一般的には、Child Labor は特に考慮されることなく「児童の労働」と定義されているが、本稿では当時の改革者が未成年全般を Child と表現している以上、「労働権は認められているが、社会的には半人前とみなされる人間全般の労働問題」と定義したい。以上の点を前提として、次節では、ラブジョイの講演録を読んでいるかと思う。

二節 職業訓練と児童労働

一九一三年一〇月、ミシガン州ラピッドピッツにて職業訓練運動の全国組織、全国職業訓練協会 (The National Vocational Guidance Association) の創立総会が開かれた。その総会でオーウェン・ラブジョイは、『職業訓練と

『児童労働』（Vocational Guidance and Child Labor）という題目の講演を行っている。

まずラブジョイは冒頭において、現在のアメリカ社会では、労働というものが肉体労働と頭脳労働の二種類に分裂しているために、肉体労働に従事する人間と、彼らが所属する社会に致命的な損害を与えられていると主張した。大部分の人間は重労働によってかろうじて生存することが許され、かつその職には昇進の機会が存在しない。長時間の単調な作業から解放されることもなく、生産においては質ではなく量を優先し、歳をとるごとに下がる賃金を受け取っているために、多くの労働者が希望を抱かなくなつたのも無理がないと彼は言う。国内の労働者が劣悪な条件であっても仕事を引き受けざるを得ない状態に追い込まれていると認識し、そのことに危機感を持ったのである¹³⁾。

実際には、アメリカの労働情勢はどうだったのか。まず賃金だが、当時の男性労働者の平均の週賃金は一二・六四ドルで、一〇ドル未満は全体の三二パーセント、一五ドル未満は七五パーセントを占めていた。藤本武は実質賃金の上昇は二〇世紀に入ってからほぼ停滞し、一九一四年以降に低下したとも主張している¹⁴⁾。一九一〇年代において家族四―五人が生活するのに必要な週給が一五ドル（年収八〇〇ドル）だったので、半数以上の家庭では夫一人の稼

ぎでは生活が厳しかったと言えよう¹⁵⁾。

また、この時期のアメリカの労働情勢の特徴として、雇用が極めて不安定だったことが指摘される。次表は、一九一三年から一九一四年にかけて実施された抽出調査から離職者数とその割合を表したものである。

表 4 離職者数と離職率⁽¹⁶⁾

継続期間	離職者数	離職率
3 か月以下	2 万 8407 人	250
3 - 6 か月	8516 人	133
6 か月—1 年	7497 人	104
1—2 年	4415 人	42
2 - 3 年	2162 人	22
3 - 5 年	1845 人	14
5 年以上	1776 人	6
合計	5 万 4618 人	63

一九一三年から一九一四年において、全労働者のうち六割の人間が転職を経験しており、しかも三ヶ月以内の離職率が二五〇%と尋常ではない数値をたたき出している。多くの企業では月間離職率が一〇パーセントを超えていた。なぜこれほどまでに離職率が高いかという点、一つには職場の改善、昇給が望めないために、より良い待遇を期待するには転職せざるを得なかったこと、劣悪な労働に対する抗議として行われたこと、出稼ぎ労働者が多く存在したこと、熟練労働者の間には職人としての技術を学ぶために職場を遍歴する慣行があったことなどが挙げられる。いずれにしても自発的な離職が圧倒的に多かったのである。^①

加えて、離職率だけでなく失業率も高いことが特徴的である。一九〇〇—一九一四年における労働者全体の平均失業率は五・六パーセントだったが、ニューヨーク州の労働局がまとめた資料によると、一九一三年九月末の時点で同州の労働組合員の失業率は一六・一パーセントであり、一九一三年一二月末になると三八・八パーセントにまで達した。同年七月から一二月にかけての平均失業率は二二パーセントであり、さらにニューヨーク市に限定すると、一九一三年一二月末において四五・五パーセントと組合員の約半数が失業状態に陥っており、一九一四年二月における失業者は総数三二万五〇〇〇人になった。国際的にみて

も、一九〇四—一九一三年における英独米各国の労働組合員の平均失業率は、イギリスが四・七パーセント、ドイツが二・一パーセント、アメリカが一五・二パーセントであり、アメリカの失業率は桁違いの高さである。しかも、アメリカでは失業保険が制度化されていなかったため、失業が貧困に直結していた^②。

ラブジョイは当時の雇用労働情勢について、かなり正確な理解をしていたと考えられる。では、彼は未成年者の労働についてどのような発言をしているのだろうか。講演録の続きを読むこころ。

低賃金と日雇い労働は今日の未成年者の労働に転換をもたらした。社会は、不熟練労働は撤廃しなければならぬのだという決断に達するには程遠い位置にある。農業は別として、職業というものは学校が輩出した人間を取り入れてはいるものの、現状の利益を児童に割り当てたり、未来への希望を見せたりするような部分が欠けている。二、三年前のマサチューセッツ委員会の報告はこのことを鮮明にした。連邦政府の労働局が最近行った調査は、退学して働いている一六才以下の子ども九〇パーセントが、成人労働者の週給が一〇ドルか、それ以下である業界に就職したことを明らかにした。まもなく報告書が

刊行されるニューヨーク市で行われた職業の調査では、一四歳から一六歳までの少年一〇一人を対象に、彼らが従事している業務の分析を行ったが、その分析によると、一〇一人の少年のうち、わずか五人のみに昇進の機会があり、残り九六人は将来性のない職業に就いていたのである。今や企業は、我々にまつような学校があるならば、これら全てが変わると言っている。児童労働は児童の虐待ではなく祝福になると言うのだ。我々は常々、次のことを発言してきた。学校というものが理想的なカリキュラムと訓練を提供する場合には、どの児童も自分の本来備わっている力を発展させるだろうと。そして一刻も早く、産業に適さない人間の増産に終止符を打つべきだとも¹⁹⁾。

未成年者が、かなりの割合で初めの月のうちに解雇され、時々の成功と頻繁の失敗を繰り返しながら職を転々としていること、退学者が何の役にも立たないこと、企業が不満を述べていること、多種多様であるものの意味がない仕事を割り当てられることで彼らの度胸や熱意、若者らしい理想主義が失われていることを、共同体の経済的利益に対する学校の貢献に

関する研究が示してくれるだろう。多くの人間が日雇労働者から永久失業者へと転身することが予期される²⁰⁾。

先に述べたように、ラブジョイは未成年者の労働について全否定をしてはいなかった。彼が問題視していたのは、若者が従事している労働の形態であり、未成年者の多くが不熟練労働に従事していることだったのである。ほとんどの学生は昇給が望めない低賃金の職に就き、しかも頻繁に転職を繰り返していた。例えば、一九一三年のマサチューセッツ州の調査では、繊維工場で働く児童の四三パーセントは、六年を経てもなお一度も昇給を経験していないことが判明されている。同調査は、他の業種に働く児童も同様であると説明している。同じくマサチューセッツ州では一四—一六歳の労働者のうち、九七パーセントの人間が技能を必要とされない職業、すなわち不熟練労働に従事していた。他の地域も得てして同じ傾向をたどっており、フィラデルフィアでは様々な職種から計一万三七四〇人を対象に調査したところ、三パーセントしか熟練職に就いていないことがわかった²¹⁾。また、児童の離職率については、ニューヨーク市の一四歳から一六歳までの若者一〇〇〇人を対象に行った調査によれば、彼らの三分の一が年に六度も転職をしていた。単純計算して二カ月に一回のペースで別の

職場に向かったことになる。²²⁾ 総じて、未成年者の雇用労働情勢も成人と同様であったと言える。

若者の雇用情勢がこのようであったときに、職業訓練は一定の効果を上げていた。例えば、ニューヨーク市において、職業訓練を積んだ人間とそうでない人間の年収を比較すると、就職して三年後の時点で二六五ドル、四年後の時点で五八三ドルもの差がついていた。²³⁾ また、マサチューセッツ州ダグラスの公式調査では、職業訓練を受けていない生徒が初年で年収二〇〇ドル、三五歳で六四〇ドル、六〇歳で二〇〇ドルを得るのに対して、訓練を受けた生徒は初年で五五〇ドル、四五歳で一三六五ドル、六五歳になつてなお一〇〇〇ドルを受け取ると見積もりをしている。²⁴⁾ 職業訓練の有無が待遇を決定したのは明らかと言えよう。ラブジョイが講演で次のように発言しているのも大きく頷けることである。

一六歳以下の少年少女が産業において働く場所がないという事実からも業界の思惑が知れる。もちろん、私は大雑把に話しているので例外もある。だが、総じて一定の年齢に到達する前に、仕事に従事して時間を費やすことは、業界自体に損害を与えるし、大抵は子どもにも損になるのである。²⁵⁾

このように、失業の不安と高い離職率、低い賃金が当時

の労働（特に不熟練労働）の特徴であり、この情勢を意識してラブジョイは若者が少しでも熟練職に就けるように、効果ある職業教育を学校機関で実施することが重要だと講演において熱弁をふるつたのである。児童労働を若年労働者の雇用や労働の問題と捉え、職業教育によって改善しようとする彼の考えは、ラビッドピッツの講演以前から持たれていた。ラブジョイは、一九一〇年出版の論文雑誌で、『商業訓練は児童労働問題を解決するだろうか?』(Will Trade Training Solve the Child-Labor Problem?) という論文を発表しているが、その内容からは、すでに彼の職業教育論が完成されていることがうかがえられる。彼は公立学校に在籍する生徒の四分の一が退学する事実を取り上げ、その理由を次のように説明した。

疑うまでもなく、その大多数は家族の必要から、あるいは通学よりは労働のほうが退屈でもなく単調でもなさそうだという理由から、一時的あるいは永久的に賃金労働者となっている。責任の多くは子どもにあるようだ。というのも調査した三一五七世帯の家庭のうち七六パーセントは、子どもに産業訓練を与えることができるし、もしそのように申し出れば、喜んでそうすると予想されるからだ。多くの事例では両親は子どもの収入と同じくらいの額を商業部門

や芸術などの補習科を受けさせるために出費していることがわかっている。このような子どもたちは、一七歳になる前に週給五ドル以上を受け取ることは減多になく、二〇歳の時点で最高賃金（八一九ドル）に達してしまう。一人の人間が従業員への道に有利な職業に就くたびに、四人が紡績工場に入り、もしくはキャッシュユガール²⁶になっている。さらに、ある人間が不熟練の職業から熟練の職業へと進むことは減多にない。ケンブリッジ²⁷で熟練を要する産業で雇われている一七歳から二〇歳までの五〇人の人間のうち、たった一人しか前に不熟練労働（事務や店の小僧を除く）に従事していなかった。印刷所に勤めている男子は以前に他の仕事場で雇われたことがなかった。これは、機械工や配管工、塗装工、ガラス工、左官、石工、石切り工の場合でも当てはまった。ある調査では一四歳の時に学校を離れた児童と、一六歳の時に学校を離れた児童が一八歳までに得た賃金の合計が比較された。その結果、不完全な教育が目下与えられている場合ですら、賃金労働者として準備されて学校を卒業した児童が二年のうちに得た賃金の合計のほうが、一四歳の時に学校を離れて四年間働いた児童のそれよりも多かったことが示された

のである。²⁸

以上から、ラブジョイが勤労学生だけでなく、学校を退学あるいは卒業した人間のその後の働き方にまで関心を寄せていたことは一目瞭然である。前述したように、彼は二一歳より下の未成年全般を児童とみなしていた。彼に与つての児童労働とは、その言葉から一般的に想像される炭鉱や工場といった限られた場所で酷使される幼児の問題というよりは、より広範な若者全体の問題だった。そして、彼らの労働条件の改善には職業教育が重要な役割を果たすと考えていたのである。

職業教育の重視という姿勢は他の改革者にも共通してみられる。例えば、アメリカ失業協会（American Association on Unemployment）で書記を務めたジーン・アンドリューズは十分な職業訓練もなく就職した若い不熟練労働者が、成人労働者の生活水準を下げると考えていた。そのため、年齢制限による未成年者の労働市場からの排除と、訓練による技術の習得が失業対策に有効的だとみなしたのである。

労働者の技術の幅が狭ければ狭いほど、非正規雇用の危険が高まる。役立たずの製品や失業者の類いは、児童が産業のなかで生活するための十分な準備もなしに、学校から産業へと移行することから始まる。

産業に入る時期を保護するためのいくつかの社会的徒弟制度は、ほとんど消滅しかけている新旧のギルド徒弟制を取り上げて、若い労働者の全ての時間と活力が、彼の産業能力を發展させるどころか破壊してしまふような先のない仕事において低賃金や日雇いの労働として使われるのを防ぐために必要である。²⁹

同じく、失業問題に着手し、後に移民の同化政策を支えたフランシス・ケラーは、早期に就職すると技術を学ぶ機会が失われるため、単純労働から熟練労働へと進む機会もほとんど失つてしまふと主張している。³⁰ また、彼女は未成年者の労働参加が成人労働者の失業の原因にもなつていとも発言していた。

労働市場におけるそのような人間は成人労働者の解雇を引き起こす。ここ一〇年の失業のかんりの割合がこれによるものだということを疑ふ余地は全くない。失業の原因と救済を議題として一九一四年に開かれたシカゴの市長委員会のなかで商業組合が提出した報告書は重要である。「中略」提言では、失業をなくす方法として次のようなことが言われている。「一六才以下の児童が働くことは認めるべきではない」、「私たちは、現在、何千何百もの労働には向かない若い男女を送り出すことで、市場を溢れさせ、

仕事の水準と同じくらい賃金も低下させている学校にいくつかの規制をかけるべきだと信じている。³¹」

二〇世紀初頭のアメリカの代表的社会改良家であり、N.C.T.C.の会員でもあったジェーン・アダムズもまた、職業教育について言及していた。古い史料だが、彼女は、一九〇三年の六月にジョージア州アトランタで開かれた社会福祉の全国大会で、貧困と職業訓練の関係について語っている。

児童労働と貧困の間にとのようにつながりを私たちは発見するのだろうか？ワナー博士が書いたアメリカの慈善団体の小さな本は過去に出版されたものの本よりもすぐれたもので、その中で彼は様々な都市の統計を利用して貧困の主な原因を三、四点挙げている。一番の原因は失業である。大抵の場合、経済危機のうちに職場の居場所を失い即座に解雇される人間、好況時に最も恩恵を受けない人間、役立たずで、あまり体力もない人間、仲間内で受けがあまり良くなくて、職長が喜んで何らかの方法で解雇する人間は十分な訓練を決して受けておらず、不思議なことに体力と気力に欠けている。³²

アダムズは、早期の就職が労働者の健康を害し、また十分な技術の習得を妨げ、結果的に貧困に陥っていることを

自身の福祉活動の経験を根拠に主張している。そのため、彼女は年齢制限による未成年者の労働からの排除を主張しているのだが、やはり単なる締め出しだけで満足するわけではなく、その先の労働者としての教育を重んじていたと言えよう。

総じて、これらの意見は職業教育が労働者の境遇を改善させるものとして期待しており、彼らは訓練を十分に受けさせるために、未成年者の早期の就業に否定的な態度を示し、就学を奨励していたとみなすことができる。このような改革者の意識は、先行研究において唱えられたような「労働市場からの排除と就学の奨励」という解釈だけでは欠落する点である。確かに、先述のゼリザー曰く、児童の感情的価値は二〇世紀初頭において高まったと言えよう。だが、改革者は児童が有する経済的価値を無視して活動していたわけではなかったし、むしろ雇用の安定や労働条件の改善は常に念頭に置かれていたのである。改革の最大の目的は「未成年者の労働市場からの排除」ではなく、その先にある「熟練労働者の養成」であり、それは労働環境の向上、失業対策の一環として唱えられたものだった。一九一〇年代において、改革は未だ経済的動機にけん引されて展開していったと言えよう。ラブジョイの職業教育論は、その好例として評価できるものだと思う。

三章 職業教育と民主主義

だが、ラブジョイの職業教育へ対する姿勢が国内の雇用労働情勢のみに影響されたかと言えば、それもまた不十分な理解になる。というのも、彼の教育理念は、アメリカという国家が抱えるイデオロギー、すなわち民主主義（機会均等主義）と密接に結びついていったものだったからである。彼はある職種で働くのに有利な特殊な教育ではなく、学生が自分に適した仕事を選べるように総合的な教育を提供すべきだと述べている。

職業訓練が提供することができる極めて大事なサービスの一つは、産業を分析し、若者に「天職」(vocation)と「単なる仕事」(job)を区別するように訓練することである。児童をある機械に釘づけにして、その一生を単純で型にはまった労働に従事させることを目的にした特別な訓練を施すことは無益である。企業は言う。「ここに仕事があります。あなたが差し出してくれるのはどのような子どもですか？」と。我々はその問いを裏返して企業に問わなければならない。「ここに子どもがいます。あなたが差し出してくれるのはどのような産業ですか？」と。³³

私たちは更に次のことを主張する。あらゆる教育的な訓練を受けられる制度に身を置くほどの一四歳の子供も、彼が求める職業を賢く選択できるようなには準備させられていないと。男子と女子を一四歳の時分には賃金労働者になるようにさせようとするあらゆる試みは、社会は破産しており、未成年者の労働によりつくられる製品が必要だという理論に基づいている。だが、世界と私たちの国が今まで蓄えてきた富は今日に得られるものほど大きくないにも関わらず、私たちは破産していない。間違はなく、私たちの公立学校で行われる知的な職業訓練は若者の精神に最も魅力的で有望な職業への道筋をみせるのに大きく貢献するだろう。

彼は、一四歳の時に自分の天職を見つけられるような人間は少ないのだから、何か特定の職業へ就くための訓練から、あらゆる職業において役に立つような総合教育へと内容を変えなければならぬと述べている。つまり、職業教育を若者の権利としても扱っており、機会均等と職業選択の自由を学生に保障することを理念としたわけである。その意味では、職業教育とは民主化の手段であった。次のラブリョイの発言は彼の考える職業教育が民主主義とどれ

ほど堅く結びついていたかを示唆してくれる。

「アニュス教授は最近、次のことを言った。

「教育とは完璧な生活のための準備です。〔中略〕完全な生活とは有用性と幸福を含んでいます。有用性とは人類の利益を増進させる活動のことです。幸福とは働く喜びと余暇の喜びを意味します。それゆえ、教育は男子に仕事に身につけさせるべきですし、また彼に人生の優美な喜びを身につけさせるべきです」
そのような教育は、すでに社会を分裂させ、多くの人生を破産させている現在の階級分化をたたく壊すだろう。もし、私が思うように、私たち全員が真の民主主義を信じるのならば、私たちは「労働者の友」とか「働いている人々の住宅」などについて話すことをやめることができる地点に達しなければならぬ。労働者を除いて誰が居住の権利を持つのだろうか？なぜ労働者は保証人や後援者として宮中で後見人が必要としなければならないのか？いったい誰が玉座に寄り添う権利を強く持っているのか？彼自身の手こそが証明書ではないのか？だが彼は、彼の手に技能を習得させ、それと同じくらい彼の心に有益ですばらしい知識を供給する機会を子どもの頃に与えられることでしか自身の権利を維持することがで

きない。³⁶⁾

全国産業教育推進組合の書記であるプロツサー氏が提案した目標を受け入れようではないか。すなわち、どの未成年の子どもも国家の被後見人としてみなすべきだと。主張しようではないか、未成年者に価値のある訓練を提供する産業は学校の付属物になると。主張しようではないか、現在の賃貸対照表ではなく、児童の未来の有用性がこの職業訓練の成功の基準になるべきだと。そしてまた主張しよう、若い未成年者の労働を、彼らやその家族を維持させるだけの間に合わせのものにしようとするたくらみに反対することを。³⁷⁾

アメリカには、伝統的に教育を民主主義達成の手段としてみなしてきた歴史がある。建国当初からアメリカは自らを新世界と称し、旧世界であるヨーロッパとの違いを強調するために「諸条件の平等」という普遍的理念を国家公認かつアメリカ固有の倫理として推し進めてきた。斎藤眞は、「機会の国」アメリカというイメージは、アメリカにとって存在理由そのものであり、当為であり、一種の強迫観念とすらなっていたと評価する。その民主主義は、財産の面では土地の所有、政治参加の面としては普通選挙制、そし

て教育の面では無償教育の実施という形であらわれた。アメリカ最初の労働者の政党が一〇時間労働制と共に、無償の公教育を要求したのはその好例である。よって、ラブジョイの語る職業教育論も、基本的にはこの古くから存在するアメリカの民主主義論に則ったものであり、その意味では、保守的な思想であつたとも評価できる。³⁸⁾

そして、より大勢の参加者の利益を尊重するという民主主義思想は、少数の権力者に向けた教育ではなく、より多くの民衆の利害に応じた教育を要求するようになる。ラブジョイは、学生が早いうちに退学して就職してしまうのは、学校教育の内容が彼らにとって魅力的なものとなっていないからだと叱責した。

なぜ、そのような不十分で乏しい有給雇用が学生を引き付けるのか？どうも学生の脱走は、主に学校生活活に対する積極的嫌悪と活発的でありたいという望みに起因するようだ。自分の仲間に影響されて、児童は自分自身の財産を持ちたいという強い野望を抱いている。強制的な初等教育は学校を嫌悪させる結果となり、児童は何らかの不熟練労働に従事するほうが好ましいと思うようになる。その労働は取るに足らない賃金のために青年期の二年から四年を浪費させ、彼らが二〇歳になった時に行き詰まらせてし

まうのだが。強制的な初等教育は教育の目的を見失っている。いくつかの役に立つ事実を彼らは集めているかもしれないが、彼らの人生や思想を形作るのに少しも影響を及ぼしていない。諸調査によって得られた大まかな共通の結論は、「これら子どもも多くは、仮に学校が人生の追求への準備を約束してくれば、学校にとどまるだろう」ということだ。私たちの問題は、私たちの教育制度に魅力的な力を供給することにある。その供給によって、禁止法や義務教育の達成が証明されるだろう。⁽³⁹⁾

私たちの教育制度は、文明化の初期の要求に適応したもののだが、それは現在、階級的な教育になっているという事実に向き合うほうがよいだろう。若者の多くは肉体労働に従事しているのに、学校では主に専門職としての人生の準備しか供給していないからだ。「アトランティック・マンスリー」に最近掲載された論文で、ポール・アニヌス教授は現在の教育制度は彼が推奨する制度と比べて概括的なものだと記述している。だが、私たちの判断では、学校は一般教育ではなく、特別な階級の教育を提供している。全ての通常の学校の方式で支配的な特徴は、児童を

訓練して少なくとも人口の九〇パーセントの雇用を占めている職業を避けさせ、勧告と見せしめによってしきりに彼らに残り一〇パーセントの雇用を求めよう急ぎたてる点にある。私たちの産業軍団の新兵たちは公立学校に費やす時間も金銭もほとんど受け取らない。⁽⁴⁰⁾

禁止法と義務初等教育は若者に機会の扉を開かせる。だが、教育は魅力をもつて児童の役に立ち、そして彼を熟練労働の場へと導き、その子どもに対しては強制が必要でなくなるような特性を持たなければならぬ。⁽⁴¹⁾

ニューヨーク市の教育史を研究したモーゼス・スタンブラーは、義務教育法と児童労働法が教育の民主化をもたらしたと評価している。再度、表三を眺めてほしいのだが、二〇世紀初頭は高等学校への入学者が増加した時代で、元々はエリート層の教育を目的に設立された高等学校が全ての民衆のための教育機関へと変化した時代だった。⁽⁴²⁾ ラブジョイの発言は、このような社会の変化を背景としたもので、現在の教育が特権階級を目的としたもので、大衆を対象としたものになっていないと批判し、教育内容の民主化を主張したのである。そして、彼にとっての職業教育は労

働者の養成と同時に市民の育成でもあった。次の文章を参照してほしい。

熟練した生産への準備は十分ではない。今日の私たちの全ての訓練は消費のための訓練であると言われているが、私たちが全く不十分にそのようにしてきたようには思えない。職業訓練を受けるどの労働者も他の産業の労働条件や需要を学ぶ機会を得るべきだ。そうすることによってのみ、彼は知的で民主的な市民になることができ、仲間の労働者に対して思慮分別に富んだ思いやりを持ち、労働に喜びを見出し、社会組織の中で労働者としての資格を得ることが出来る。そうやって訓練された労働者は、最近のニューヨーク市の混雑した展示会でとても熱心に説明された不平等、すなわち実際の生産者と中間商人との間の利益の不平等に我慢ならないだろう。

ラブジョイにとって、健全な労働者は自律的に行動できる市民と同義だった。どの産業にも参加できる実力と知識を得ることは、他者に共感を持ち、社会の利害を冷静に判断することができる人物になるために必要なことだったのである。先述したように、アメリカという国家にとって、民主主義という思想は自国のアイデンティティであり、それゆえに一種の強迫観念にもなっていた。とすれば、ラブ

ジョイにとつての職業訓練もまた、雇用対策の枠を超えた、義務感と使命感を帯びたものであったことが想像できよう。それは権利を正しく行使できる人間を育てるためにあり、必ず実施しなければならないことであつたのである。

児童の訓練は、この訓練が産業に及ぼすだろう効果よりも重要な関心事である。私たちの公立学校は、雇用主の負担を取り除くために単一の専門職の熟練者を鍛えるのではなく、大変機敏であり、かつ心身が発達しているために、いくつかの機会を選択するのにふさわしい人間になるように児童を訓練したうえで微発しなければならぬのである。ある著名な教育者は最近次のようなことをそれとなく言った。「職業訓練の最後の二年間は現場にふさわしい特別な職業教育を含むだろう」これは危険な点である。仮に技能の上達や賃金の上昇が公正に与えられる機会があるだけの余裕を持つ、現場の人間に対しても礼儀正しくふるまう業界ならば、これは妥当だ。しかし、そうでないならば、少年少女は他の職業の知識を得ることで自分の将来にむけての準備をするべきである。そうすれば、彼らの将来は、地域社会で主導的な産業で偶然にもあるようなことに対して決して支配されないだろう。

私たちが民主主義国のなかで本物の教育の問題を上手く対処するつもりならば、全ての個人的、階級的な利害は社会的善の利益のなかで忘れさらなければならない。⁽⁴⁵⁾

何よりもまず、私たちの国の若者の前に何らかの手工業を学ぶ機会が与えられるならば、彼らは決して産業組織の地位を貶めることはできない。この教育革命を追求する手段は、私たちの最も価値がある社会的財産と知的な市民を増やす上で特に必要なものを維持しなければならない。⁽⁴⁶⁾

アメリカのアイデンティティである民主主義の達成が、学生を中心とした未成年者の雇用労働問題の解決と表裏一体のものであったとすれば、ここに一つの問題が生じることになる。すなわち、本来は特定の国家とは無縁であるはずの社会改革がアメリカ固有の使命として絶対視されることで国家主義と結びつき、たびたび上からの改革として実行されたのである。アメリカの児童労働改革が当事者である労働者の利害をしばしば無視したものであったということは、過去の研究においても指摘されている。例えば、中産階級の関心や危機感に訴えるものであり、移民労働者や

紡績工場の労働者の家族にとつては現実感に欠けるものだったということや、成人男性が主たる生計維持者であるべきという觀念に支配されていたことが明らかにしている。また、児童労働者を常に被害者として描写するために、彼らの自分の仕事に対する誇りや、仲間や年長者の仕事をまねながら積極的に技術をみがいていたという一面も無視されていた。⁽⁴⁷⁾筆者自身、資料を漁るなかで、改革者が女性の問題について何ら革新的な意見が述べられていないことを感じた。ラブジョイを例にすれば、彼は商業学校において女中として奉公する意志のある人間しか家事を学ばないことを問題視し、全ての女子に家内労働の技術を伝授すべきだと論じている。

どの女子に対しても、家庭に強い影響を与える科目において十分な指導を与えるべきだ。彼女は家庭や家政学と関係のある衛生学、装飾美術といった、概して生産的な方法の知識を授かるべきだ。社会は、それ自体の目的に奉仕させるために、どの女子も自分の家庭においては主婦であることを期待すべきだし、もし産業訓練が完全に供給されるならば、家政学を報酬のある職業に向けたものではなく、家庭の管理のために準備されるものとして導入するべきだ。女子が家事使用人として注目されなくなったとき、

疑いなく彼女たちの多くはそのような訓練を選び、家庭という高尚な考えとその責任への準備をもつて外へ出ていくだろう。⁽²⁸⁾

二〇世紀初頭のアメリカでは、移民女性を対象に英語や家政学の教育を施す運動（アメリカ化運動と呼ばれる）が展開されたのだが、それは「女性は家庭を作り、それを維持する役割を持つ」というアメリカの価値観を刷り込むことが目的であったことが判明している。松本悠子によれば、この運動は外国人の同化を目指す一方で、彼らにアメリカの理念を教えることによって、自らを問い直すものでもあった。家政学は移民にアメリカの生活様式を教えるだけでなく、都市白人中産階級の主婦に対して理想的な生活のモデルを示すものだったのである。⁽²⁹⁾ ラブジョイの女性教育論は、このアメリカ化運動と同じ性格を有しており、基本的には国家の視点に立ったものであり、男女間の性別役割分担を擁護し母性を強調する態度は、今日のジェンダー論に照らし合わせれば保守的な思想だったと言える。⁽³⁰⁾

このように機会均等の権利を絶対視することで、自身の改革のなかにある保守的な部分に無自覚になるという点にラブジョイの職業教育論およびアメリカの民主主義の問題が潜んでいるのではないかと筆者は考えている。そもそも、アメリカの民主主義とは、人民の人民による人民のための

政治 (government of the people, by the people, for the people) であり、「人民」として認められない者に対しては、徹底的な差別が行われてきた。アメリカは入植の時代からすでに特定の間人（ヨーロッパからの植民者）のみを主権者とした植民国家であり、自らを「文明」とみなし、先住民社会を「野蛮」と決め付け、文明を防衛するための戦いとして侵略を正当化してきた。⁽³¹⁾ ネイティブ・アメリカンの駆逐は凄まじく、コロンプスの到来時には二〇〇万以上の先住民が暮らしていたのだが、一八九〇年には二五万人にまで減少した。加えて文化的抹殺も並行して行われ、一九三四年にインディアン再組織法が制定されるまでは、先住民の「文明化」と称して彼らの子どもは寄宿舎に入れられ、母語の禁止と英語の使用、そしてキリスト教の信仰が強要された。⁽³²⁾ つまり、アメリカの民主主義は本質的に国家の自己正当化の倫理として働き、暴走する危険性を孕んでいるのである。この自らの文明に疑問を抱かず、逆にそれを拡大し、周縁を吸収、同化することに普遍的正義を見出すという態度は児童労働の改革でも見られることだった。一九〇八年に開かれたN.C.I.Cの第四回年次大会で、同委員会の議長であるフェリックス・アドラーは「アメリカの文明化という考えのなかでの反児童労働運動の基礎」[The Basis of the Anti-Child Labor Movement in the

Idea of American Civilization) という講演を行っている。

全国委員会は共同社会のかじを取るものである。それは私たちの国家がますます農業から産業の形態へと移りつつあるという事実を確かに眺め、産業主義の始まりについてまわる害悪の再発を防ごうとする。私は、全国児童労働委員会は名前だけでなく視野や目的においても国家的だと言っている。私がこのように評価するのは、この委員会が私たちの国の全ての区を代表し、ほぼ全ての州に共通する問題を扱い、文明化に好ましくない習慣を根絶やしにするからだ。「中略」アメリカの文明化はフェアプレイによって特徴づけられる。強者が弱者を利用することは公正ではない。大人が子供の弱い肩に彼が負うべき重い負担を負わせるのは公正ではない。アメリカの文明化は、人類の苦しみに対する同情によって特徴づけられる。

このようにアメリカの文明化という文脈で、教育の機会を全ての男女に与えることに意義を見出しているのである。ここでは、幼い子供の労働は男女同権、機会均等のアメリカに反する絶対悪として位置づけられる。アドラーが言うことには、どの文明にも支配的な原理というものがあり、それはある文明では認められても他の文明では認めら

れないものになる。アメリカの原理とは大陸を発展させる文明化という思想であり、それは一夫一婦制などの男女の倫理的な平等、各人が自由に、かつ必要な時に自分の才能を磨く権利であり、「それゆえに、国家の発展を妨げることはアメリカの見地からは大罪となる」とアドラーは語る。前述したように、児童労働の改革には労働者の事情を軽視する動きがみられたが、それはアメリカという国家にとって悪とみなされるものが、各々の家庭にとっては必ずしもそうではないことを物語っている。この意識のズレは、アメリカ型民主主義が国家主義と融合されたものであり、原理的には国家の利害を優先して実行されることに起因するだろう。

だが、その一方で一連の改革（特に職業教育）は、民主主義の達成のみを目的に行われたものでもない。前章で説明したように、若者の失業や不熟練労働は深刻な問題であり、これはこれで早急の解決が要されたのである。ラブリョイの職業教育論のなかでも、経済の問題と民主主義の問題は同等の比重が置かれており、どちらが勝っているというわけではない。また、一般的に、この時代の改革は左翼や右翼の境界を越えた連合体によって行われたと説明されるが、児童労働改革もその例外ではなく、国内の産業問題への緊急の対策という課題が両者を結びつけていた。端的

に言つて、雇用対策と民主主義の実現という職業訓練に關係する二つの動機は矛盾することなく併存していた。その意味では改革者の職業教育論は、理想主義的である一方で現実主義的でもあり、ある程度バランスがとれたものだと評価できる。アメリカ型民主主義の実現および拡大という暴走の危険性が常にある理想は、雇用労働情勢という現実に向き合うなかで緩和され、結果として実際的な手段の提唱へとつながつたと言えよう。

終章 結論

二〇世紀初頭、特に一九一〇年代前半における児童労働の改革では、児童の職場からの排除や義務教育の普及と同等かそれ以上に、職業教育に対しても情熱を燃やしていた。当時の未成年者は、成人労働者と同様に失業や低賃金の労働に悩まされており、その解決方法として、学校機関における熟練労働者の養成が唱えられたのである。他方、優秀な労働者の養成は善良な市民の育成と同義のものであり、卒業前後の学生を中心とする全ての未成年者に職業訓練を施すことで、機会均等というアメリカの民主主義が実現されることが望まれた。この民主主義は国家のアイデンティティとして理解され、絶対化されたために運動における保

守的な部分がしばしば無視され、民衆と改革者との間に齟齬が生じる原因にもなつた。だが、当時の深刻な経済状況は改革の理想主義に歯止めをかけ、その結果、現実に即した解決手段が模索されることになつたのである。

以上が本稿の内容を簡潔にまとめたものである。児童労働という問題と職業教育、民主主義を結びつけて捉えるという部分に本稿の独自性があると言えよう。だが、その一方で枚数の制限上、取り上げた改革者がどうしても限られてしまい、また実際に行われていた職業訓練の内容（科目や職業学校の種類）についても十分な説明をすることができなかつた。この点については、別の論文で述べていきたいと思う。

- (1) Barrie Throne, "Childhood: Changing and Dissonant Meanings", *International Journal of Learning and Media*, Vol. 1, No. 1, 2009, pp.19-27; Hugh Cunningham and Pier Paolo Viazzo, "Some Issues in the Historical Study of Child Labor", in Hugh Cunningham and Pier Paolo Viazzo (eds.), *Child Labour in Historical Perspective*, UNICEF, 1996.
- (2) Viviana Zrlizer, *Pricing the Priceless Child*, Princeton University Press, 1994, pp.22-72.
- (3) William Whittaker, "Child Labor in America: History, Policy and Legislative Issues", *Congressional Research Service*, 2005, http://digitalcommons.ilr.cornell.edu/key_workplace/202.
- (4) Edward Clopper, *The Education of Factory in the South*, National Child Labor Committee, 1912, p.5.
- (5) James Kirkland, "The School as a Force Arrayed Against Child Labor", *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 25, 1905, p.145.
- (6) William Dabney, *Child Labor and the Public Schools*, National Child Labor Committee, 1907, p.8.
- (7) Owen Lovejoy, *Seven Years of Child Labor Reform*, National Child Labor Committee, 1911, p.3.
- (8) *Ibid.*, p.4.
- (9) Frances A. Kellor, *Out of Work a Study of Unemployment*, The Knickerbocker Press, 1915, pp.60-61.
- (10) Robert Bremner, *Children and Youth in America*, Harvard University Press, 1971, p.1392.
- (11) Susan Gustavus and Charles Nam, "Estimates of the True Educational Distribution of the Adult Population of the United States from 1910 to 1926", *Demography*, Vol. 5, No. 1, 1968, pp.414-418.
- (12) Moses Stambler, "The Effect of Compulsory Education and Child Labor Laws on High School Attendance in New York City, 1898-1917", *History of Quarterly*, Vol. 8, No. 2, 1968, p.192.
- (13) Owen Lovejoy, "Vocational Guidance and Child Labor", in National Guidance Association, *Vocational Guidance*, National Guidance Association, 1914, pp.9-10.
- (14) 藤本武『アメリカ資本主義貧困史』(新日本出版社一九九六年)二二二頁。
- (15) 松本悠子「移民の母と娘」『アメリカ研究』二二三号一九八九年、六三頁。
- (16) 森泉「アメリカ独占資本形成期の移民労働力」『経済学研究』一八巻四号、一九六九年、一九四頁。
- (17) サンフォード・シヤコービー『荒又重雄、木下順、平尾武久、森泉共訳』『雇用官僚制』(北海道大学図書刊行会一九八九年)五八一-五九頁。
- (18) 藤本前掲書(註一四)二二三-二二五頁。Victor Murock, "For a Bureau of Employment", in Julia Johnson (ed.), *Selected Articles on Unemployment*, The H. W. Wilson Company, 1915, p.102.
- (19) Lovejoy, *op. cit.* (note 13), p.11.
- (20) *Ibid.*, p.12.

オーウェン・ラブジョイの職業教育論—雇用対策と民主主義(大泉)

- (21) Kellor, *op. cit.* (note 9), pp. 65-67.
- (22) Roy Wallace, "Child Welfare in New York", *Proceedings of the Child Conference for Research and Welfare*, Vol. 2, 1910, p. 207.
- (23) Lilian Wald, *The House on Henry Street*, Henry Holt and Company, 1915, p. 141.
- (24) Kellor, *op. cit.* (note 9), pp. 65-66.
- (25) Lovejoy, *op. cit.* (note 13), p. 12.
- (26) 原語は cash-girl だ。直訳すれば「現金少女」となるが、このような職業なのか説明されていない。前後の文脈から都市における低賃金の不熟練労働であること、現金と引き換えに何らかのサービスを行うこと(売買春?)が予想されるが、辞書には収録されておらず、またインターネットで検索にかけてもヒットしなかったため、本稿ではそのままカタカナ表記にした。
- (27) ここで言及されているケンブリッジはマサチューセッツ州の都市。イギリスの州都ではない。
- (28) Owen Lovejoy, "Will Trade Training Solve the Child-Labor Problem?", *The North American Review*, Vol. 191, No. 655, 1910, p. 777.
- (29) John Andrews, *A Practical Program for the Prevention of Unemployment in America*, American Association On Unemployment, 1914, p. 14.
- (30) Kellor, *op. cit.* (note 9), pp. 67-68.
- (31) *Ibid.*, p. 69.
- (32) Jane Addams, "Child Labor and Pauperism", in Isabel Barrows (ed.), *Official Proceedings of the Annual Meet-*
ing, National Conference on Social Welfare, 1903, pp. 116-117.
- (33) Lovejoy, *op. cit.* (note 13), p. 13.
- (34) *Ibid.*, pp. 13-14.
- (35) *Ibid.*, pp. 14-15.
- (36) *Ibid.*, pp. 15-16.
- (37) *Ibid.*, p. 16.
- (38) 斎藤寅『アメリカとは何か』(平凡社、一九九五年)一八—二二、四〇—四一、五一—五三頁。
- (39) Lovejoy, *op. cit.* (note 28), pp. 777-778.
- (40) *Ibid.*, p. 778.
- (41) *Ibid.*, p. 784.
- (42) Stambler, *op. cit.* (note 12), p. 208.
- (43) Lovejoy, *op. cit.* (note 28), p. 779.
- (44) *Ibid.*, p. 780.
- (45) *Ibid.*, p. 783.
- (46) *Ibid.*, p. 784.
- (47) ここで述べる国家主義は、「国家の繁栄を最大目的とし、その象徴である行政機関の権限拡大を目指す思想」と定義する。
- (48) 平体由美『連邦制と社会改革 二〇世紀初頭アメリカ合衆国の児童労働規制』(世界思想社、二〇〇七年)四〇—四一、九〇—九一、九八—九九頁。
- (49) Lovejoy, *op. cit.* (note 28), p. 782.
- (50) 松本悠子『創られるアメリカ国民と「他者」』(東京大学出版会、二〇〇七年)二七—四二、八二—八九頁。
- (51) ジェンダー論の基礎的概念や近代家長制について、最

近の傾向までまとめたものとしては、例えば次の文献がある。二宮厚美『シエンダー平等の経済学』（新日本出版社、二〇〇六年）。

(52) 小倉英敬『侵略のアメリカ合衆国史』（新泉社、二〇〇五年）一四—二〇頁。

(53) 鶴月裕典『合衆国のインディアン政策の展開とインディアン』（一九世紀民衆の世界）（歴史学研究会編、青木書店、一九九三年）三八—五四頁。

(54) Felix Adler, *The Basis of the Anti-Child Labor Movement in the Idea of American Civilization*, National Child Labor Committee, 1908, p.1.

(55) アズラーは、児童労働を Great Sin と称しているが、この Sin という単語は宗教的な意味合いの罪を表す。また、彼は男女同権がアメリカ文明の特色だと主張する際に、イスラム文化圏の一夫多妻制を比較対象として取り上げている。一夫一婦制は必ずしも社会や家庭における男女差別を解消するものではないのだが、彼はイスラム文化を否定することで自国の優越を主張している。このように自己と他者を「文明」と「野蛮」に分類して自己正当化をはかるといふ手法は先住民に対する政策と同一のものである。

(56) *Ibid.*, pp.2-3.

(57) 野村達朗編著『アメリカ合衆国の歴史』（ミネルヴァ書房、一九九八年）一四八—一四九頁。アメリカ児童労働史の代表的な研究者であるヒンドウマンは、アメリカで児童労働が問題視され、また撲滅はかられたのは、国内における産業化によるものとみなしている。前近代のアメリカにおいて未成年者の労働はありふれていたのだが、それは家

庭を主な基盤とする自給自足経済のなかで行われていた。やがて国内に市場経済が浸透するに従って労働者階級が形成されるようになり、彼らの貧困や権利が問題化された。ヒンドウマンはこの一連の流れの中に児童労働問題を位置付けていると思われる。(Hugh Hindman, *Child Labor*, M.E.Sharpe, 2002, p.8)

(本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程)

Owen Lovejoy's Theory of Vocational Education: Employment Policy and Democracy

OIZUMI, Yui

Early 20th-century reformers did not only seek to restrict child labor by child labor law and compulsory education law but also often to insist that every minor should receive vocational education for them to be able to have skilled occupations. Owen Lovejoy, the secretary of National Child Labor Committee, said nothing could be more essential to the training of a child than a conception of his industrial obligations and opportunity, too. For him, industrial training was as important as child labor law and compulsory education.

This essay discusses the relation between child labor reform and vocational education, explains Lovejoy's theory of vocational education because his theory was in common of most reformers.

In early 20th-century, unskilled labor was one of the most serious problems. Young or old worker often got a cheap labor and his low wage remained stationary. He often lost jobs, too. Reformers sought for solutions, examined their works. Then, they noted that juvenile worker receiving sufficient training got more money than others not receiving it, and that young worker trained could hope rising wage. So, Lovejoy and other reformers recognized the need for vocational training, tried to give it for every youth and then to change them from unskilled labor to skilled labor.

Their theory of vocational education was also related with American democracy. Traditionally, American has been regard education as means to democratize their nation. They thought it gave every people opportunity which was most valuable for develop themselves. Therefore, Lovejoy and many reformers regarded vocational education as indispensable to make citizenship, to civilization and to develop America. They reformed educational system from the national point of view because this democracy was national identity and ideology.

But child labor was essentially the economic problems, so reformers tried to solve poverty, unemployment and then provide skilled labor forces. Their idealism was relieved by it. As a result, their suggestions were changed from ideal to realistic.